

学生の教育研究上の事故と補償制度について

財団法人日本国際教育支援協会

一 事業の移管

大学等関係者の皆様におかれましては、すでにご周知のことと思いますが、(財)内外学生センターがこれまで実施してきた学生教育研究災害傷害保険・学研災付帯賠償責任保険事業については、このたびの関係法人の統合再編により、平成一六年四月一日から(財)日本国際教育支援協会(旧(財)日本国際教育協会)に移管・継承されました。当協会におきましても、事業の内容を継承するだけでなく、今後も保険制度の改善・拡充に努力してまいります。関係の皆様におかれましては、改めてこの事業に対しご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

二 創設から現在まで

(学生教育研究災害傷害保険の創設・普及)

大学教育の拡充に伴う学生数の増加などにより、教育研究における学生の災害事故が年々増加し、後遺障害や死亡の場合に特別な給付がなされていない現状に、全国規模の統一的補償制度が望まれるようになり、日本学術会議による「大学院生など無給研究者の研究災害補償制度の確立等について」の勧告、国立大学協会による「正課中における学生の災害事故対策について」の要望書等により、当時の文部省(現文部科学省)は、「学生の教育研究災害補償制度に関する調査研究会」を設置し、各大学における災害事故の実態調査及びアンケート調査等を実施して、その最

別表1 学生教育研究災害傷害保険の概況

(1) 平成15年度学生教育研究災害傷害保険加入状況

設置者	学校種別	学校数	賛助会員校数	加盟率	在籍者数	加入学生数 (被保険者数)	加入率
国立	大学院	(88)	(88)	%	人	人	%
	大学	88	88 (86)	100.0	142,184	78,742	55.4
	短大	13	13 (13)	100.0	480,220	368,033	76.6
	計	101	101 (99)	100.0	626,919	450,857	71.9
公立	大学院	(64)	(64)	%	12,796	8,435	65.9
	大学	76	73 (69)	96.1	107,667	90,038	83.6
	短大	48	48 (46)	100.0	17,999	15,972	88.7
	計	124	121 (115)	97.6	138,462	114,445	82.7
私立	大学院	(371)	(354)	%	77,857	72,496	93.1
	大学	526	499 (413)	94.9	1,984,604	1,916,567	96.6
	短大	447	418 (351)	93.5	227,548	221,313	97.3
	計	973	917 (764)	94.2	2,290,009	2,210,376	96.5
放送	大学院	(1)	(1)	%	12,475	280	2.2
	大学	1	1 (1)	100.0	86,036	6,995	8.1
計	大学院	(524)	(507)	%	245,312	159,953	65.2
	大学	691	661 (569)	95.7	2,658,527	2,381,633	89.6
	短大	508	479 (410)	94.3	250,062	241,367	96.5
	計	1,199	1,140 (979)	95.1	3,153,901	2,782,953	88.2

【備考】

- (1) 学校数において、学生募集停止中で在籍者に本保険被保険者がいない学校は外した。
- (2) 学校数、賛助会員校数の大学院 () 内の数は大学の内数である。
- (3) 賛助会員校数の大学、短大の () 内は、特約加盟校数であり、賛助会員校数の内数である。
- (4) 加入率は、平成15年5月の学校基本調査から抽出したIn籍者数(国公私の通信教育課程は除く)を基に算出。

(2) 区分別事故件数の状況

事故区分	平成13年度 件	平成14年度 件	平成15年度 件
正 課 中	1,846	1,859	2,002
学 校 行 事 中	340	310	380
学 校 施 設 内 休 憩 中	240	336	346
課 外 活 動 中	5,580	5,473	5,920
通 学 中	894	1,226	1,460
施 設 間 移 動 中	35	38	27
計	8,935	9,242	10,135

【備考】

- (1) 事故件数は、保険金支払い対象となった件数である。
- (2) 区分については、
 正課中………体育実技中、理科系の実験・実習中、その他の正課中、その他(授業間・図書室内)での事故。
 課外活動中………学校施設内課外活動中および学校施設外課外活動中での事故。

(通学中等傷害危険担保特約の新設)
 保険の内容充実については、平成八年度に、通学中の事故を担保する「通学中等傷害危険担保特約」が新設されました。現在、この特約には、学生教育研究災害傷害保険の賛助会員校の内、九七九校が加入し、会員校の八五・九%を占めています。通学中における事故は、件数で事故全体の約一五%を占めています。保険金支払い額においては、

(学生教育研究賠償責任保険等の創設)
 次に、平成一〇年に、教員を目指す学生の介護体験の義務化に伴い、文部省からの介護実習中の事故に対する賠償責任保険の創設の要請とインターンシップの推進等により、傷害保険とは別に「インターンシップ・介護体験活動・ボランティア活動賠償責任保険」が新設されました。その後の補償対象範囲の拡大に伴い、平成一三年度から、「学生教育研究賠償責任保険(略称「学研賠」)」と「インターンシップ・教職資格活動等賠償責任保険(略称「インターン賠」)」になり、平成一四年度から、「医学生教育研究賠償責任保険

(当時の(財)学徒援護会)による「学生教育研究災害傷害保険」(略称「学研災」)が創設されました。
 この傷害保険は、学生が教育研究活動中に被った災害に対して必要な給付を行い、大学の教育研究活動の充実に資すること、また、互助共済制度である学校災害共済給付制度をモデルに低廉な保険料で充実した補償を行うことを目的に創設されました。創設以来、学生が安心して大学生活を過ごすことができるように補償内容の拡大と内容の充実・改善をはかり二八年度にわたり発展してきました。平成一五年度においては、全国の大学・短大の九五・一%にあたる一、一四〇校・約二七八万人の学生が加入しています(別表1参照)。

総額の三三%を占め、全体の三分の一になります。特筆すべきなのは、保険金支払い額の内訳は、後遺障害・死亡によるものが半数以上になる点です。事故の内容が、ほとんど交通事故であることにも一因があるかもしれません。今後も、登下校中の学生がいつ災難に巻き込まれ、悲惨な状況に陥るかもしれない状況は変わりありません。また、キャンパス間が遠く離れている場合や、実習に行く途中等も交通事故は懸念されます。
 通学中等傷害危険担保特約に、まだ加入されていない大学におかれましては、ご一考をお願いする次第です。

別表2 学研賠・医学賠とインターン賠との違い

	学研賠・医学賠	インターン賠
対象となる事故の範囲	右記の5活動の賠償責任事故を含めた、正課中・学校行事中およびその往復中での賠償責任事故	インターンシップ・介護体験活動・教育実習・ボランティア活動・保育実習およびその往復中の賠償責任事故。但し、臨床・看護等の医療関連全般の実習での賠償責任事故を除きます。
補償範囲のイメージ図	<p>学研災の対象になる場合（大学管理下）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>○①学校管理下の活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正課・実験・実習中等 ・学校行事中 </div> <p>○②インターンシップ</p> <p>○③介護体験活動</p> <p>○④教育実習、保育実習</p> <p>○⑤ボランティア活動</p> <p>×課外活動中（インターンシップ・ボランティア以外）</p> <p>×学校施設内（除く正課中、学校行事中）</p>	<p>学研災の対象になる場合（大学管理下）</p> <p>○①インターンシップ</p> <p>○②介護体験活動</p> <p>○③教育実習、保育実習</p> <p>○④ボランティア活動</p> <p>×課外活動中（インターンシップ・ボランティア以外）</p> <p>×学校施設内</p> <p>×臨床・看護等の医療関連実習全般の事故</p>
補償額	<p>対人賠償 1億円限度</p> <p>対物賠償 250万円限度（ともに免責5,000円）</p>	
保険料（年間）	400円 / 800円	250円

(3) 事故件数・支払保険金の状況

区分	平成13年度		平成14年度		平成15年度	
	件	千円	件	千円	件	千円
死亡	24	224,000	26	264,000	19	157,000
後遺障害	50	131,490	91	302,390	89	288,927
医療保険金 入院加算金	8,861	559,217	9,125	550,492	10,027	584,668
計	8,935	914,707	9,242	1,116,882	10,135	1,030,595

（略称「医学賠」）が新設され、現在の三つの賠償責任保険となりました。賠償責任保険は、傷害保険とは異なり、学生が他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したことにより被る法律上の損害賠償を補償します。これらの賠償責任保険は、総称して、「学研災付帯賠償責任保険」と言い、名称に、「付帯」とついているように、学生教育研究災害傷害保険に加入していないとこれらの賠償責任保険には、加入できません。最近、企業から賠償責任保険に加入していないとインターンシップの受け入れができないとの申し入れがあり、学生からの要望で急遽、正課・学校行事として位置付けて賠償責任保険に加入された大学もあるようです。

賠償責任保険の補償で目立つのは、学校や実習先等への往復中での事故です。特に平成一五年度中の往復中の事故は、学生が自転車に乗っていて、停車中の車にぶつかってキズをついたり、歩行者とぶつかってケガをさせたりと全て自転車に乗っていた際に起こっています。実際に、保険金が支払われた件数だけでも二七件ですから、起きている事故は、かなりの数かと想像できます。また、補償範囲から言えば、「インターン賠」に較べると「学研賠」は、補償対象がかなり広がります。保険料の差はあるものの、日常通学する頻度からいえば、「学研賠」に加入していただくほうが安心できると言えます。また、「医学賠」につきましては、医療関連学部・学科が対象となるため、リスクを考慮して保険料が若干高額となっております。補償範囲につきましては、医療関連実習を含むほかは「学研賠」と同様となります（詳細は別表2参照）。

平成一五年度の学研災付帯賠償責任保険の加入については、賛助会員校中、九四二校が賠償責任保険にも加入し、加盟率は、八二・六％になりました。コース別では、「学研賠」が約六五％を占め、「インターン賠」が約三〇％、「医学賠」が約五％という結果になっています。昨年支払った事故の中で、特に高額だったものに、学校行事中、学

生にケガを負わせ、約一、六〇〇万円の保険金を支払った例があります。一学生が高額な賠償金を支払うのは非常に困難であり、また精神的に受けたダメージも相当かと推察しますが、私共の制度が補償に生かされたのではないかと思われまます。

三 全員加入について

前文でご紹介したとおり、学生教育研究災害傷害保険には、ほとんどの大学がご加入いただいておりますが、在籍する全ての学生が被保険者である、全員加入^(注)の大学の割合は、私立大学においては、九五・一%を超えているのに対し、国立大学においては、二一・八%にすぎません。

国立大学の学生の保険加入率は、私立大学に比し、なお低い状況にあります。国立大学院生の保険加入率においては、統計上、五五・四%にとどまっています。学部生よりも大学にいる時間が長く、高度な実験・広範囲な実習を行っている大学院生が、二人に一人しか加入していないのは、少し心配です。

例えば、大学が学生に任意加入させていて、学校からバスに乗り実習活動先に行く途中で事故にあったような場

合、保険に加入をしていたA君は補償されるのに、隣に座っていたB君は未加入であったため、何の補償もなかった……ということとは十分起こりえます。大学は、保険の加入・未加入について、学生側の判断に任せていても、保護者からは、もつと強く加入をすすめて欲しかった、加入の方法がわからなかった等、事が起こってから不平不満の矢面にたたされることも考えられます。大学という管理責任のある立場において、大学の方針として全員加入の手続きをとっていただければ、学生に対する補償の不平等さはなくなり、責任の一端は果たせると考えられます。特に国立大学におかれましては、法人としての独自性を発展させていく上で、学生に対する福利厚生面のPRのひとつとして、この保険に全員加入をして万が一に備えていただければと思います。また、事務的な面から、全員加入であれば、保険の始期が四月一日から開始されることも可能になり、加入者名簿の作成等の煩わしさからも解放され、四月早々に事故にあった学生の加入確認も不要となります。

また、学研災付帯賠償責任保険につきましても、同様に全員加入のご検討をお願いいたします。傷害保険は学生自身のケガが対象ですが、賠償責任保険は相手のあることです。学生が加害者となりますから、別の意味でその背負っ

てしまうものの重さを考え、できるだけの手段を講じていただきたいものです。例えば、同事故において、複数の学生が共同して賠償責任を負った場合、補償される者とされない者の差異がないように対処でき、大学として一定の補償を提供することにより、統一的な被害者対応ができます。

前文の事故事例でご紹介いたしました、人にケガを負わせる一生涯つても支払いができないような高額の賠償金額が請求されることも考えられます。

いずれの保険についても、本制度の趣旨と、大学・学生の皆様のメリットをふまえ、全員加入をお勧めします。

もとより、学生の教育研究活動に伴う事故は、発生しないにこしたことはありません。このため、当協会の提供する事故の種類、件数等の動向の資料や他大学での取組なども参考にしながら、各大学が事故防止対策の充実改善に努められることが期待されます。

今後とも保険事業につきましては、改善・拡充のため努力する所存でございますので大学等関係者の皆様のご意見、ご要望等ございましたら、ご連絡いただければと思います。

(注) 全員加入とは、学部・学年単位で在籍学生数に基づき、大学が一括で学生の保険料分担金を納入する加入形態です。

【お問い合わせ先】

財団法人 日本国際教育支援協会 事業部共済課
TEL 〇三―五五五四―五二七五
FAX 〇三―五五五四―五三三二
URL <http://www.jees.or.jp>
Eメール mutual-pr@jees.or.jp